

議案第54号

木津川市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する
条例の一部改正について

木津川市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（平成
27年木津川市条例第4号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和4年12月1日提出

木津川市長 河井 規子

提案理由

令和4年8月8日に人事院から国家公務員給与の改定の勧告が行われ、令和4年1
0月7日に「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案」等が閣議
決定されました。これを受けて木津川市においても、国と同様に期末手当を改定する
ため、関連する条例の一部を改正するものです。

木津川市条例第 号

木津川市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する
条例の一部を改正する条例（案）

第1条 木津川市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例
（平成27年木津川市条例第4号）の一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（手当）</p> <p>第4条 教育長の通勤手当、地域手当及び 期末手当の額は、次のとおりとする。</p> <p>（1） （略）</p> <p>（2） 期末手当</p> <p>ア （略）</p> <p>イ 期末手当の額は、それぞれアの基 準日現在（ア後段に規定する者にあ っては、退職、罷免又は死亡により その職を離れた日現在）において、 アに規定する者が受けるべき給料の 月額、地域手当の月額及び給料の月 額に100分の20を乗じて得た額 並びに給料の月額、地域手当の月額 の合計額に100分の15を乗じて 得た額の合計額に<u>100分の16</u> <u>7.5</u>を乗じて得た額に、一般職の 職員の例により一定の割合を乗じて</p>	<p>（手当）</p> <p>第4条 教育長の通勤手当、地域手当及び 期末手当の額は、次のとおりとする。</p> <p>（1） （略）</p> <p>（2） 期末手当</p> <p>ア （略）</p> <p>イ 期末手当の額は、それぞれアの基 準日現在（ア後段に規定する者にあ っては、退職、罷免又は死亡により その職を離れた日現在）において、 アに規定する者が受けるべき給料の 月額、地域手当の月額及び給料の月 額に100分の20を乗じて得た額 並びに給料の月額、地域手当の月額 の合計額に100分の15を乗じて 得た額の合計額に<u>100分の16</u> <u>2.5</u>を乗じて得た額に、一般職の 職員の例により一定の割合を乗じて</p>

得た額とする。

得た額とする。

第2条 木津川市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を次のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(手当)</p> <p>第4条 教育長の通勤手当、地域手当及び 期末手当の額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 期末手当</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 期末手当の額は、それぞれアの基 準日現在(ア後段に規定する者にあ っては、退職、罷免又は死亡により その職を離れた日現在)において、 アに規定する者が受けるべき給料の 月額、地域手当の月額及び給料の月 額に100分の20を乗じて得た額 並びに給料の月額、地域手当の月額 の合計額に100分の15を乗じて 得た額の合計額に<u>100分の165</u> を乗じて得た額に、一般職の職員の 例により一定の割合を乗じて得た額 とする。</p>	<p>(手当)</p> <p>第4条 教育長の通勤手当、地域手当及び 期末手当の額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 期末手当</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 期末手当の額は、それぞれアの基 準日現在(ア後段に規定する者にあ っては、退職、罷免又は死亡により その職を離れた日現在)において、 アに規定する者が受けるべき給料の 月額、地域手当の月額及び給料の月 額に100分の20を乗じて得た額 並びに給料の月額、地域手当の月額 の合計額に100分の15を乗じて 得た額の合計額に<u>100分の16</u> <u>7.5</u>を乗じて得た額に、一般職の 職員の例により一定の割合を乗じて 得た額とする。</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和4年12月1日から適用する。ただし、第2条の改正は、令和5年4月1日から施行する。

(給与の内払)

- 2 第1条の改正による改正後の木津川市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定を適用する場合は、改正前の木津川市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

政策等の形成過程の説明資料

議 案 名	議案第54号 木津川市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について	
担 当 課	人事秘書課 人事係	
提案事項の概要等 (必要性、効果等)	令和4年8月8日に人事院から国家公務員給与の改定の勧告が行われ、令和4年10月7日に給与法改正案が閣議決定されました。これを受けて木津川市においても、国と同様に期末手当を改定するため、関連する条例の一部を改正するものです。	
提案に至るまでの経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人事院勧告発出 (令和4年8月8日) ・ 給与法案閣議決定 (令和4年10月7日) ・ 人事院勧告を受け、課内協議、検討を実施 ・ 組合協議 (令和4年10月25日) 	
市民参加の状況	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
市総合計画の位置付け	基本方針	7 効果的・効率的な行政運営と市民に開かれたまちづくり
	政策分野	17 行財政運営
	施策	⑤ 組織・人材育成 イ 人材育成の充実
概算事業費 (単位：千円)	<input type="checkbox"/> 単年度 (年度) <input checked="" type="checkbox"/> 複数年度 (令和4年度から)	
	令和4年度：98千円	
将来にわたる効果及び経費の状況	国家公務員の特別職の給与改定に準じて、改定を行います。	